

霧島市人権教育・啓発基本計画

平成 20 年 3 月



は　じ　め　に

21世紀は、人権の世紀といわれています。人権とは、「人が人らしく幸せに生きていくための権利」です。誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。しかし、今なお、同和問題や女性に対する暴力、高齢者や子どもなどに対する虐待などのさまざまな人権問題が存在しています。

本市は、平成17年（2005年）11月7日に国分市・溝辺町・横川町・牧園町・霧島町・隼人町・福山町の一市六町が合併し、人口約13万人の霧島市として誕生しました。

霧島市総合計画のまちづくりの基本理念は、「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」、将来像として「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」を掲げ、各施策や事業の着実な実施に努めて参ります。人権施策については、総合計画の一つの政策である「共生・協働のまちづくり」の中で「人権の尊重」を掲げ、このたび、広く市民の皆様からの意見をいただきながらこれからの人権教育・啓発の指針となる「霧島市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。今後は、この「基本計画」に基づき、市をあげてより一層、人権施策を総合的かつ効果的に推進していきたいと考えます。

家庭、地域、職場、学校など、私たちの身のまわりには、さまざまな人権問題が発生していますが、市民一人ひとりが個の違いを豊かさとして認め合い、人権の大切さを認識することが重要です。

すべての人は平等であり、人権はすべての人に保障されています。市民一人ひとりが身近なところから人権について考え、地域社会のあらゆる場を通じて積極的に行動し、すべての人の人権が尊重される住みよいまちづくりに努め、平和な社会の実現を目指しましょう。

平成20年3月

霧 島 市 長　　前 田　　終 止

目 次

第1章	はじめに	1
1	基本計画策定の趣旨	1
2	基本計画策定の背景	1
3	基本計画の基本理念と目標	4
4	基本計画の位置付け	5
第2章	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	6
1	保育所（園）・幼稚園	6
2	学校	7
3	地域社会	8
4	家庭	9
5	企業・職場	9
6	人権に関する職業従事者に対する研修等の推進	10
第3章	分野別施策の推進	14
1	女性の人権問題	14
2	子どもの人権問題	15
3	高齢者の人権問題	16
4	障害のある人の人権問題	18
5	同和問題	20
6	外国人の人権問題	21
7	HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題	22
8	様々な人権問題	23
第4章	計画の推進	27
1	推進体制	27
2	指導者の育成	27
3	人権教育・啓発資料等の整備	27
4	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	27
5	県、近隣市町村、関係団体等との連携	28
6	基本計画の進行管理と見直し	28
用 語 解 説	（あいうえお順）	29
世 界 人 権 宣 言		38
日 本 国 憲 法 （ 抜 粋 ）		41
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		42